

## 秋田県心身障害者コロニー施設整備検討会 報告書の骨子について（案）

### I 秋田県心身障害者コロニーの現状と課題

#### 1 経緯

- 秋田県心身障害者コロニー（以下、「コロニー」という。）は、知的障害者の入所・介護及び自立生活に必要な訓練等を行うため、昭和46年5月に秋田県が開設した。平成18年4月から平成23年3月までは社会福祉法人秋田県社会福祉事業団（以下、「秋田県社会福祉事業団」という。）による指定管理、平成23年4月以降は、同事業団への施設の無償貸付を行い、現在は同事業団が運営主体となり施設の管理運営を行っている。
- 開設以来、県内各地から、他の民間施設では支援が難しくなった重度の知的障害者等を受け入れ、長期にわたり施設内においてサービスを提供するとともに、希望者に対しては地域生活への移行支援などを行うなど、県内の知的障害者支援の中心的役割を果たしてきたところであり、今後も同様の役割を担うことが期待されている。

#### 2 施設及びサービスの概要

- 建物の延床面積は34,469㎡であり、居住棟が7棟（1人部屋48室、2人部屋226部屋）あるほか、管理棟、診療所、給食センターなどがある。
- 事業内容は、障害者支援施設として、施設入所340人、生活介護350人、就労継続支援B型60人のほか、短期入所として5人の定員による指定障害福祉サービスを提供している。このほか、秋田県社会福祉事業団の指定障害福祉サービス事業として、由利本荘市内に2つのグループホーム事業所（共同生活住居計19か所、定員計97人）を展開している。

### 3 現状

- 令和6年4月1日現在、入所利用者は298人（男性159人、女性139人）で、平均年齢は63.67歳であり、65歳以上の人全体が全体の約5割を占めている。また、障害支援区分（1～6）の平均は5.3となっていて、入所利用者の高齢化が恒常化するとともに、障害の重度化が進んでいる。
- 入所利用者の高齢化に伴い、喀痰吸引や導尿等の医療的ケアを必要とする障害者の割合についても増加傾向にある。また、強度行動障害を有する障害者も120人いて、地域生活への移行が困難な入所利用者も増えている。

●各居住棟の入所利用者数等（令和6年4月1日現在）

（単位：人）

居住棟名称	担当課	寮名	入所利用者数			入所利用者の主な特性
			男性	女性	全体	
創生園	創生支援課	あかしや、ふじ つつじ、さざんか	31	41	72	重度障害、要介護
銀杏園 （重度居住棟）	銀杏支援課 （西棟）	けやき、はまなす	16	17	33	最重度障害、要介護 要医療
赤光園	赤光支援課	こぶし、すみれ すずらん	19	43	62	重度障害、要介護 精神障害
開成園 （授産居住棟）	銀杏支援課 （東棟）	からまつ、かえで	40	0	40	知的障害、精神障害
開成園 （更生居住棟）	白光支援課	あじさい	11	0	11	重度の強度行動障害
白光園		ひのき、ひまわり かつら、こすもす	42	38	80	知的障害、精神障害 強度行動障害
合計			159	139	298	

※居住棟の名称は、県公有財産台帳による。なお、現在、「銀杏棟（一般居住棟）」は感染症発生時の「隔離棟」として取り扱っていて、平時は使用していない。

#### 4 課題

- 入所利用者の高齢化が恒常化するとともに、障害支援区分の高い入所利用者が多い中、入所施設として、強度行動障害を有する者をはじめ、重度障害者や高齢障害者に対する支援体制の充実を図っていく必要性が生じている。
- 現在使用している主な建物は、平成4年度から平成11年度にかけて全面改築しているが、いずれも築25年以上が経過していて施設や設備の老朽化が進み、空調・電気や配管設備、非常用発電設備のほか、外壁の改修工事など、今後も相当程度の大規模修繕を行っていく必要がある。
- 入所利用者は、平成16年度から令和5年度までの20年間で約200人が減少し、現在も定員を下回った状況が続いているものの、施設規模は開設時と変わらないため、余分なランニングコストが生じている。
- さらに、コロニーには上水道が通っておらず、近くを流れる西目川と二重沼から取水し生活用水にするため浄水場が整備されているが、設備の老朽化が進むとともに、ランニングコストの掛かり増し要因となっている。
- 市街地から遠い中山間地域に立地しているため、交通インフラや冬季の除雪、緊急・災害時対応などに管理が必要であり、入所利用者の地域医療の利便性・地域活動への参加に支障があるほか、施設職員の確保が難しい状況が続いている。
- 令和6年7月の大雨時に県道296号院内孫七山線が通行不能となり、コロニーは短時間だが孤立状態になるとともに、西目川からの取水設備が一時使用不能になるなど、コロニーが抱えている課題が顕在化した。

## ●各居住棟の状況（令和6年4月1日現在）

居住棟名称	用途等	竣工	経過年	構造	延床面積	状況
創生園	重度居住棟	H5.3	31年	R C造	3,573.95 m <sup>2</sup>	空調設備、空調や給湯を自動管理するシステムの老朽化等
銀杏園	重度居住棟	H6.3	30年	R C造	2,450.06 m <sup>2</sup>	空調設備の老朽化、配管設備の腐食による水漏れ等
銀杏園	一般居住棟	H6.3	30年	R C造	1,639.00 m <sup>2</sup>	空調や給湯を自動管理するシステムの老朽化、配管設備の腐食による水漏れ等
赤光園	重度居住棟	H7.3	29年	R C造	3,680.43 m <sup>2</sup>	空調設備、空調や給湯を自動管理するシステムの老朽化等
開成園	授産居住棟	H8.3	28年	R C造	1,650.36 m <sup>2</sup>	空調設備、空調や給湯を自動管理するシステムの老朽化、配管設備の腐食による水漏れ等
開成園	更生居住棟	H8.3	28年	R C造	1,899.95 m <sup>2</sup>	空調設備、空調や給湯を自動管理するシステムの老朽化、配管設備の腐食による水漏れ等
白光園	重度居住棟	H9.3	27年	R C造	4,125.64 m <sup>2</sup>	空調設備、空調や給湯を自動管理するシステムの老朽化、配管設備の腐食による水漏れ等

## ●その他の構成建物の状況（令和6年4月1日現在）

建物名称	竣工	経過年	構造	延床面積	状況
診療所	H6.3	30年	R C造	1,149.03 m <sup>2</sup>	配管設備の腐食が著しく水漏れが多発
給食センター	H6.3	30年	S造	953.30 m <sup>2</sup>	配管設備の腐食が著しく水漏れが多発、空調設備が故障中（今年度修繕工事を実施）
体育館	H10.3	26年	S造	1,034.15 m <sup>2</sup>	現在は不使用
専用水道管理棟等	H10.3	26年	R C造	519.23 m <sup>2</sup>	生活用水確保のため河川等から取水、浄水しているが、ポンプやパイプ等の経年劣化が進行
事務所棟	H11.3	25年	R C造	1,395.39 m <sup>2</sup>	空調や給湯を自動管理するシステムの老朽化

## ●この10年間の主な修繕工事

年度	建物名称	用途等	区分	工事概要
H27	銀杏園	一般居住棟	大規模修繕	空調設備（エアコン）の設置
	給食センター			熱源（給湯設備、暖房ボイラー）の改修
H29	開成園	更生居住棟	大規模修繕	消防設備（スプリンクラー）の整備
	銀杏園	一般居住棟		空調設備（冷温水発生機）の更新
	赤光園			
H30	白光園		大規模修繕	空調設備（冷温水発生機）の更新
	創生園			食堂の天井の耐震化
R1	開成園	授産居住棟	大規模修繕	給湯設備（ボイラー）の更新
				空調設備（エアコン）の設置
	開成園	更生居住棟		空調設備（冷温水発生機）の更新
	事務所棟			空調設備（エアコン）の更新
R4	創生園		大規模修繕	給湯設備（配管）の改修
R6	給食センター		大規模修繕	空調設備（エアコン）の更新

※県と秋田県社会福祉事業団が締結している無償貸付契約で、1件当たり1千万円以上の大規模修繕等は県が、1千万円以下の小規模修繕等は秋田県社会福祉事業団が行うと定めている。

## Ⅱ コロニーの施設整備の方向性

### 1 再編整備の基本的な考え方

#### (1) 利用者へより良い環境を提供

利用者がより良い環境の下で、必要とする障害福祉サービスを安全かつ安心して受けられる施設とする必要がある。

#### (2) 県内知的障害者支援の中核的施設

本県の課題に対応した知的障害者支援の中核的な施設として、強度行動障害を有する者への集中的支援のほか、支援方法に関するノウハウの提供や人材育成、指導・助言等の機能を有する施設とすることが求められる。

### 2 基本方針

#### (1) 現利用者の入所を維持

- 地域での生活が難しい入所利用者や家族から施設入所支援に対する高いニーズがあるため、入所機能を維持する必要がある。
- 重度・最重度の障害者を受け入れ、特性やライフステージに沿った総合的な支援を行うとともに、高齢障害者支援のノウハウを蓄積し、専門知識や技術の普及・向上を図る。
- 将来的な入所利用者の減少を見据えた適正規模による建て替えを前提とすることが求められる。

#### (2) 施設利用者の自立生活を支援

- 地域住民との交流を深め、施設利用者の自立生活を支援する必要がある。
- 地域移行が可能な入所利用者に対して、社会生活への適応性を高め、自立した生活ができるよう個別支援や自立支援を行うことが求められる。

#### (3) 高齢化・重度化へ対応

- 入所利用者の高齢化や障害の重度化が進んでおり、今後も高齢化や障害の重度化に伴う医療的ケアなどの支援ニーズは高まるものと思われることから、支援に必要となる設備・機能の充実を図る。

- 強度行動障害を有する者を一時的に受け入れ、集中的支援を行う機能を有するなど、全県的な課題に対応する中核的な役割を担うことが期待される。

#### (4) 社会資源等との連携

- 医療機関や相談支援機関等、地域の社会資源との連携が図られるとともに、施設と地域の社会資源を組み合わせた支援をコーディネート（調整）する施設とすることが期待される。
- 重度・最重度の障害者を支援する専門職員や、医療的ケアを行う看護師などの施設職員を十分に確保し専門的な知識や技術を蓄積するとともに、他の障害者支援施設と連携・協力を図り、蓄積した知識等の情報共有を図ることで、地域の共同ネットワークづくりの主体的な役割を果たす施設とすることを検討する。

### 3 整備方針

- コロニーの建て替えにあたっては、入所利用者の快適な居住空間を確保した施設構成とし、施設・建物の構造や配置が支援に際して有機的に機能するよう整備するものとする。
- 併せて、入所利用者が適切でスムーズな支援を受けられることができるよう、施設職員の動線についても考慮する必要がある。
- 現在の建築費高騰の状況や将来的な維持管理費の削減、財源の確保なども念頭に置きながら、費用対効果の高い整備手法や整備規模を整理した上で、必要となる施設整備を行うものとする。

#### 整備方針 1

現在の施設を市街地へ移転し建て替える場合は、入所利用者の利便性やプライバシーに配慮するとともに、入所利用者の高齢化や障害の重度化に対応するほか、強度行動障害を有する者も安心して生活できる施設を目指す。

### (1) 施設全体

- 利用者、施設職員にやさしい施設とするため、利便性、機能性の高い施設とすることが求められる。
- 利用者視点、施設職員の働きやすさにも配慮した個々の施設配置、動線確保が必要である。
- 福祉避難所として指定を受けることを想定するほか、耐震性や災害時の避難経路の確保など、災害に強い施設とする必要がある。

### (2) 生活環境

- 入所利用者が安心して生活できる居住空間とする必要がある。
- 入所利用者の利便性やプライバシーにも配慮した構成、配置、空間を確保した施設とする必要がある。
- バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した構成、配置、空間を確保した施設とする必要がある。
- 入所利用者の日常生活に配慮し、障害特性や障害程度に応じた生活リズムを整えられる施設とする必要がある。

### (3) 支援環境

- 医療機関と連携し、入所利用者の高齢化や障害の重度化への対応、強度行動障害の支援に対応できる施設とする必要がある。
- 介護的・医療的ケアの必要な入所利用者や強度行動障害を有する入所利用者に特化した施設整備、あるいは利用スペース等を設けることも検討する。
- 入所利用者の個別支援、能力に応じた自立生活を支援できる機会を提供できる施設とする必要がある。
- 一般就労が困難な利用者に対し、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な活動を提供できる施設とする必要がある。
- 介護者のレスパイトに対応するための短期入所や、強度行動障害を有する利用者等の緊急短期入所が可能な施設とする必要がある。

**整備方針 2**

県内の重度障害者に対応するよう、中核的な役割や先進的・モデル的な機能を有する施設整備を目指す。

**(1) 中核的機能**

- 他の民間施設で行動障害の状態が悪化し支援が困難になった最重度の強度行動障害を有する者を一時的に受け入れ、通過型の集中的支援を行うことができる施設とする必要がある。
- 在宅等での支援が一時的に困難になった重度障害者を緊急的に受け入れ、短期入所による支援ができる施設とする必要がある。
- 長期的には、他の社会福祉法人等との連携により、強度行動障害の支援方法に関する専門的知識やそのノウハウの提供及び人材育成を行うほか、他法人に対する必要な指導・助言ができる機能と施設環境を整備することが求められる。

**(2) モデル性等**

- 支援者側の負担軽減とともに、入所利用者の地域移行等の観点から、外出機会の少ない者の交流活性化等を図るため、ICT機器やロボット技術、デジタル技術を積極的に活用した先進的・モデル的施設とすることが求められる。
- 感染症予防など衛生面での配慮、感染拡大を可能な限り抑制できる施設・整備構造とする必要がある。

### Ⅲ コロニーの役割・機能

#### 1 基本的な機能

##### (1) 施設入所支援サービスの提供

- 入所利用者の最善の利益を第一に考え、安全性とプライバシーに配慮しながら、居住環境の充実、自立と社会参加の促進、医療機関との連携により入所利用者の生活の質の向上を目指す施設とする必要がある。
- 重度・最重度、高齢化、介護的ケア、強度行動障害等の多様な支援ニーズに対して、一人ひとりの状況や障害特性に合わせた個別支援（居室の個室化、安定的な小集団化など）や日中活動内容の充実を目指す施設とすることを検討する。
- 介護、医療的ケアを必要とする者や強度行動障害を有する者へ適切なサービスを提供するとともに、医療機関や高齢者施設、教育機関など、外部の社会資源との連携を強化することにより、入所利用者の環境整備や入所利用者等の利便性の向上を図ることが求められる。
- これまでと同様の支援環境で施設入所支援を希望しているコロニーの入所利用者が、引き続き、より良い環境の下で、必要とする障害福祉サービスを安全かつ安心して受けられるよう、再編整備後の施設における入所支援サービスの継続を十分検討する。

##### (2) 日中活動サービス及び短期入所の提供

- コロニーの利用者へより良い環境を提供することで、利用者が必要とする障害福祉サービスを安全かつ安心して受けられるよう、日中活動の場を引き続き提供することとし、生活介護及び就労継続支援B型を実施する必要がある。
- その際、地域生活移行者に対する就労や生産活動等において、利用者の拡充、工賃アップや販路拡大に向けた内容の検討や見直し、販路拡大のための関係機関との連携・協力を目指すことが求められる。
- 市街地へ再編整備することにより、園芸など、現在の立地状況を活

かした就労継続支援B型による障害福祉サービスの提供が難しくなることが考えられることから、再編整備後の就労継続支援B型によるサービス内容を検討する上では、これまでサービスを利用してきた者あるいはその家族に対し、丁寧に説明するとともに希望するサービスの内容を調査し、可能な限り希望する障害福祉サービスを提供できるよう配慮する必要がある。

- 地域に住む障害者やその家族の安心した生活と負担軽減のため、介護者のレスパイトやその他の理由により短期間の入所が必要な者の受け入れを行う短期入所を実施する必要がある。そのため、関係機関との連携等により、スムーズな受け入れが可能となるよう体制を整備することが求められる。

## 2 再編整備を契機とした新たな役割・機能

### (1) 重度障害者のセーフティネット<施設入所支援機能>

- 地域の支援体制では対応が困難な重度障害者を受け入れるほか、入所利用者の高齢化、障害の重度化や強度行動障害を有する者への支援の充実に取り組み、全領域のセーフティネット機能の役割を果たす施設とすることを検討する。
- その際、支援体制や事業採算性にも配慮することが重要となる。
- 介護、医療的ケアを必要とする者や強度行動障害を有する者へ適切なサービスを提供するとともに、医療機関や高齢者施設、教育機関など、外部の社会資源との連携を強化することにより、入所利用者の環境整備や入所利用者等の利便性の向上を図ることが求められる。(再掲)

### (2) 他の障害者支援施設等のバックアップ<地域生活支援拠点等機能>

- 障害者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、地域で生活する障害者や民間施設等をバックアップするための拠点となる施設とすることを検討する。
- 強度行動障害を有する者の支援においては、特定の事業所、特定の支

援者だけで支えるには限界があり、地域の中で複数の事業所、関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要である。

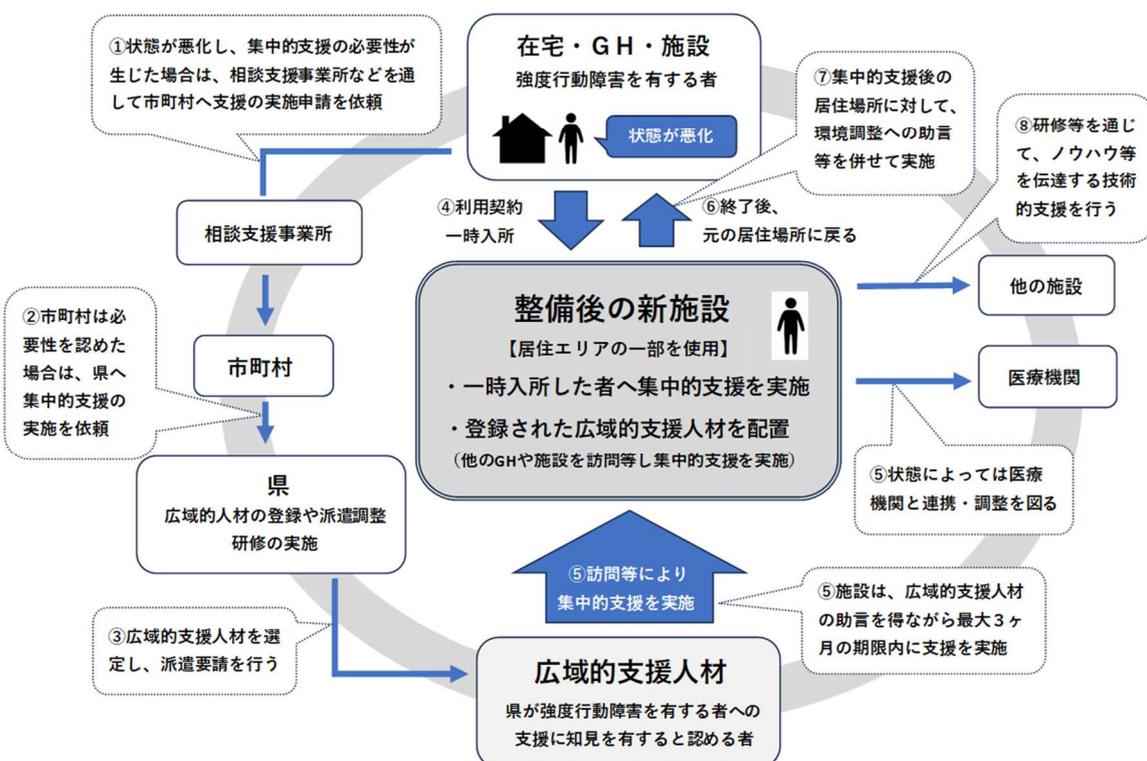
- このため、一極集中支援とはせず、他の民間施設で強度行動障害の状態が悪化した者を一時的に受け入れ、専門的人材による障害特性のアセスメント及び環境調整等の標準的な支援を実施し、有効な支援方法を整理した上で、元の施設に移行する通過型の集中的支援を実施することを検討する。
- 地域の支援体制で対応が困難となった強度行動障害を有する者への対応として、緊急の短期入所を実施することを検討する。これは、地域生活支援拠点等の枠組みにおける受け皿としての機能であり、関係市町村と調整が必要となる。

## <集中的支援のスキーム例>

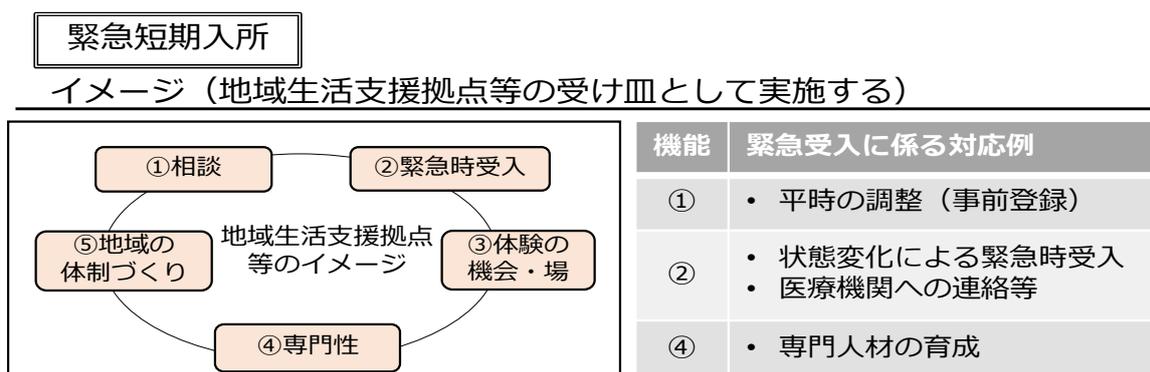
### 集中的支援

スキーム例(居住支援活用型の集中的支援を実施する施設として想定する)

在宅、グループホーム（GH）及び障害支援施設（施設）で行動上の課題が頻発するなど状態が悪化した者に対して、居住の場を移し、集中的支援を実施。状態が改善されれば、元の居住の場で生活を再開する。



## <緊急短期入所のイメージ図>



### (3) 社会資源のコーディネート<重度障害者支援の技術支援拠点等機能>

- 医療機関や相談支援機関等、地域の社会資源との連携が図られるとともに、施設と地域の社会資源を組み合わせた支援をコーディネート（調整）する施設とすることを検討する。
- 重度・最重度の障害者を支援する専門職員や、医療的ケアを行う看護師などの施設職員を十分に確保するとともに、他の障害者支援施設との連携・協力により、重度障害に係る支援方法に関する専門的知識やノウハウ等の蓄積や情報共有を図ることで、地域の共同ネットワークづくりの主体的な役割を果たす施設とすることを検討する。
- その際、県全体の支援体制底上げのため、コロニーで直接支援に当たる職員や、他の民間施設の現場職員及び県等で構成する、民間連携体制検討会（仮称）を設置し、活用することを検討する。
- 長期的には他法人に対する技術支援や人材育成のほか、必要な指導・助言ができる機能と環境を有する施設とすることを検討する。
- 強度行動障害支援の専門性を確保し、民間施設等の職員に研修を通して、県内の人材育成を行うことを検討する。そのためには、県の強度行動障害支援者養成研修に積極的に関与していく必要がある。

### Ⅲ コロニーの整備内容・規模

- 新たな施設に求められる役割・機能を踏まえ、整備内容・規模を以下のとおり整理した。
- 入所利用者は、令和6年4月1日現在のコロニーの入所利用者が298人であるため、300人を前提として検討した。
- 再編整備に当たっては、300人規模の定員を分散整備する方針から、各施設の入所定員を、将来に渡って持続的に安定した経営が図られるよう最大でも100人程度とする。
- 施設数及び入所定員については、入所利用者数の推移や建替時期を見据えて、適正な規模について今後検討していく必要がある。
- 今後建て替えに係る費用を積算し、必要に応じて見直しを行い、さらに検討を重ねていく必要がある。

#### 1 施設A

地域移行を促進するとともに、医療的ケア等を必要とする最重度障害者に対応する施設とする。

##### (1) 入所定員

入所定員は、最大でも100人程度とする。

##### (2) 障害福祉サービス

提供する障害福祉サービスは、施設入所支援、短期入所（5人程度）、生活介護、就労継続支援B型とする。

##### (3) 主な機能

###### ①【新】地域移行の促進

- ユニット型施設とし、少人数での生活体験を実施。グループホームと同様の生活を体験可能とし、グループホームの試行・体験を繰り返しながら地域生活へとつなげていくことを検討する。
- 施設Bと連携し、行動障害が改善した障害者を受け入れ生活体験を

実施。障害者の地元のグループホーム等と連携・調整を図りながら、地域移行を促進していくことを検討する。

## ②【新】地域で暮らす障害者のセーフティネット

短期入所を活用した常時の緊急受け入れ体制を確保し、介護者の急病等による障害者の緊急受け入れを行う地域生活支援拠点等としてのセーフティネット機能を有することを検討する。

## ③就労継続支援の推進

- 就労支援の観点から、地域の教育機関と連携し、就労継続支援を推進していくことを検討する。
- 就労継続支援B型では、市街地に移転した場合でも可能な限り利用者の希望を満たすようなサービスを提供する。

## ④医療的ケア等を必要とする最重度障害者に対応

加齢により身体機能や認知機能の低下した高齢の最重度障害者や常時介護を必要とする重症心身障害者等を対象とし、手厚い医療的ケア（喀痰吸引、経管栄養等）や介護的ケアを行う。

## 2 施設B

医療的ケア等を必要とする最重度障害者や高齢障害者、強度行動障害を有する者に対応する施設とする。

### (1) 入所定員

入所定員は、最大でも100人程度とする。

### (2) 障害福祉サービス

提供する障害福祉サービスは、施設入所支援、短期入所（5人程度）、生活介護とする。

### (3) 主な機能

#### ①医療的ケア等を必要とする最重度障害者や高齢障害者に対応

- 加齢により身体機能や認知機能の低下した高齢の最重度障害者や常時介護を必要とする重症心身障害者等を対象とし、手厚い医療的ケア

(喀痰吸引、経管栄養等) や介護的ケアを行う。

- 介護保険施設等への入所を希望する高齢障害者に対しては、移行がスムーズに行われるように、介護保険施設等や地域包括支援センターとの連携を図る。
- ②【新】強度行動障害を有する障害者のセーフティネット
  - 強度行動障害を有する者に対して、感情の変化や不適応行動を軽減させる専門性の高い支援を行い、行動障害の改善を図っていく。
  - 療育・訓練の工夫により入所期間が長期化しないように努め、施設Aと連携し地域移行を促進していくことを検討する。
  - 地域の支援体制では支援が難しくなった障害者を緊急短期入所で受け入れるなど、地域生活支援拠点等としてのセーフティネット機能を有することを検討する。

### 3 施設C

重度の強度行動障害を有する者の集中的支援等に対応する施設とする。

#### (1) 入所定員

入所定員は、最大でも100人程度とする。

#### (2) 障害福祉サービス

提供する障害福祉サービスは、施設入所支援、短期入所（5人程度）、生活介護とする。

#### (3) 主な機能

##### ①【新】重度障害者のセーフティネット

他の障害者支援施設等では支援が難しくなった、強度行動障害を有する重度障害者を受け入れるなど、全地域のセーフティネット機能を有する。

##### ②【新】他の障害者支援施設等のバックアップ

- 他の障害者支援施設等では支援が難しくなった、重度の強度行動障害を有する最重度障害者を一時的に受け入れ、専門的人材による障害特性のアセスメント及び環境調整等の標準的な支援を実施し、有効的な支援

方法を整理した上で、元の施設に移行する通過型の集中的支援を実施することを検討する。

- 地域の支援体制では支援が難しくなった障害者を緊急短期入所で受け入れるなど、地域生活支援拠点等としての機能を有することを検討する。
- ③【新】社会資源のコーディネート
- 医療機関等の地域の社会資源との連携が図られるとともに、施設と地域の社会資源を組み合わせた支援をコーディネートする施設とすることを検討する。
  - 行動障害を有する重度障害者への対応に係る技術的支援や人材育成を担うとともに、強度行動障害を有する者へ支援を行っている支援員等にアドバイスを行うなど、高度な専門性を持つ広域的支援人材の配置を検討する。

#### IV コロニーの各建物の構成

- 今後、建て替える建物について、おおむね次のとおり整理した。なお、詳細については、さらに検討を重ねていく必要がある。
- 施設整備に当たっては、以下に示す建物・設備に関する基準等を遵守する必要がある。

##### 1 障害者支援施設の構造設備

国は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第177号）」第4条で、障害者支援施設の構造設備を次のとおり定めている。

- 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。
- 障害者支援施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。
- スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 非常警報設備の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

##### 2 指定障害者支援施設の設備基準

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成

17年法律第123号)」第44条第2項では、「指定障害者支援施設等の設置者は、都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に従い、施設障害福祉サービスを提供しなければならない。」と規定している。

- 秋田県は、これを基に「秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年3月26日秋田県条例第31号）」第3条で「指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準は、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるものをもって、その基準とする。」と定めている。
- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）」第6条で、指定障害者支援施設等の設備基準を次のとおり定めている。

#### ①訓練・作業室

- 専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。
- 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

#### ②居室

- 居室の定員は、4人以下とすること。
- 地階に設けてはならないこと。
- 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9㎡以上とすること。
- 寝台又はこれに代わる設備を設けること。
- 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

○ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

### ③食堂

○ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

○ 必要な備品を備えること。

### ④浴室

○ 利用者の特性に応じたものとする。

### ⑤洗面所

○ 居室のある階ごとに設けること。

○ 利用者の特性に応じたものであること。

### ⑥便所

○ 居室のある階ごとに設けること。

○ 利用者の特性に応じたものであること。

### ⑦相談室

○ 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

### ⑧廊下幅

○ 幅は、1.5 m以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8 m以上とすること。

○ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

## 3 居住エリアの構成

### (1) 施設A・施設B・施設Cの共通の構成

○ 入所利用者の定員は、1施設当たり最大でも100人程度とし、安全性とプライバシーに配慮しながら、入所利用者の生活の質の向上を図る施設とする。

○ 施設はユニット形式とし、1ユニット当たり10人程度とすることで、小舎的な空間を創出する配置とすることを検討する。ただし、強度行動障害を有する入所利用者は、より個別的な支援を必要とするため、

施設 B（強度行動障害を有する入所利用者用のユニットに限る。）及び施設 C については、さらに小規模なユニット構成とすることを検討する必要がある。

- 各ユニットには「居室」「食堂・談話室」「浴室」「脱衣所」「洗面所」「トイレ」「洗濯室」「収納室」「スタッフルーム」「廊下」などを設け、施設職員等による支援を受けながら、可能な限り家庭での暮らしに近い生活を送ることができる環境とすることを検討する。
- 支援員の負担軽減と質の高いサービスの両立を実現し、効率的で働きやすい環境の構築、入所利用者の生活の質の向上を図るために、ICT 機器（睡眠センサーや服薬管理システムなど）並びに介護ロボット機器（ロボットスーツや屋外型移動支援機器など）といったデジタル技術の導入を検討する。
- 感染症発生時には即時に適切なゾーニング措置が講じられ、感染拡大を可能な限り抑制できる整備構造とする。
- 各ユニットは、入所利用者の状況や障害特性に配慮し、支援体制や人員配置等を考慮する必要があるため、今後、居住エリア及び各ユニットの構成や配置について、より具体的な検討が求められる。

### <ユニット構成イメージ図>

1 ユニットの構成イメージ①



1 ユニットの構成イメージ②



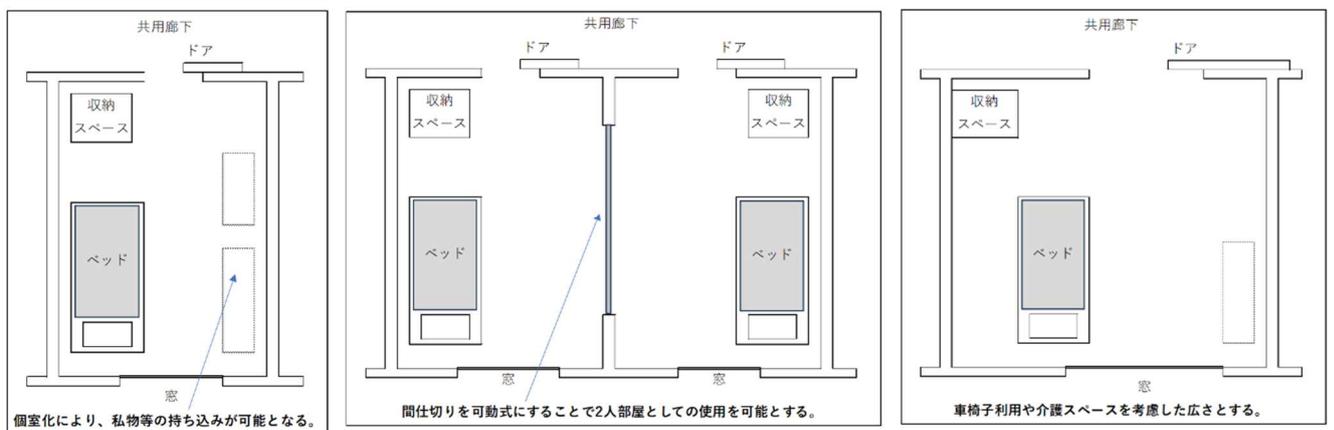
1 ユニットの構成イメージ③



## (3) 居室

- 入所利用者のプライバシーを確保するため、各居室は個室を基本とする。
- 入所利用者の状況や障害特性に対応するため、可動式の間仕切り等を開放することで、2人部屋としての利用が可能となるような居室を確保することを検討するが、この際も入所利用者のプライバシー確保については十分留意する。

## &lt;居室イメージ図&gt;



## (4) 各諸室

居住エリアに必要な諸室は、おおむね以下のとおり想定される。

	主な諸室	特記事項
1	居室（個室）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所利用者1人当たりの床面積は設置基準9.9㎡以上を基準に、障害の程度を考慮した広さとする 것을検討する。</li> <li>・可動式の間仕切り等を設置し、2人部屋への対応が可能な構造とすることを検討する。</li> </ul>
2	食堂・談話室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供に支障のない広さとする。</li> <li>・<u>日中活動での使用も想定したスペースとする。</u></li> </ul>
3	浴室 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援員の介助を想定した広さを設定する。</li> <li>・一般浴室に加え、身体機能に障害がある入所利用者に対応するため機械浴、介護リフト等を配備した特殊浴室の設置について検討する。</li> </ul>
4	脱衣所 ※	
5	トイレ ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の状況に応じて、複数の便座を設置する。</li> </ul>
6	洗面所 ※	
7	洗濯室 ※	
8	収納室 ※	
9	スタッフルーム ※	
10	家族面会室 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族が宿泊できるような部屋としての活用も検討する。</li> </ul>
11	廊下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1.5m以上（中廊下1.8m以上）の幅を確保する。</li> </ul>

※各ユニットへの配置を検討するべきもの

## (5) 特に配慮を必要とする事項

## 【強度行動障害を有する者に対して】

- 強度行動障害を有する入所利用者は、より個別的な支援を必要とするため、施設B（強度行動障害を有する入所利用者用のユニットに限る。）及び施設Cについては、さらに小規模なユニット構成とすることを検討する必要がある。（再掲）
- 居室と共有スペースの移動においては、動線の交錯を避け、不要な

接触を生み出さない環境とすることを検討する。

- 居室の壁面については十分な防音構造とするほか、強度行動障害の特性に合わせ、安全でかつ補修が容易な材質を利用することを検討する。

**【医療的ケア等を必要とする者に対して】**

- 施設A及び施設Bの医療的ケア等を必要とする入所利用者の居室については、車椅子利用や介護スペースを考慮した余裕のあるものとすることを検討する。

#### 4 活動エリアの構成

- 活動エリアについても、施設 A・施設 B・施設 Cとも共通の構成とする。
- 日中活動を行う「日中活動室」や機能訓練を行う「機能訓練室」のほか、日中活動の時間中に食事の提供を行う「食堂」等の設置が想定される。
- 居住エリアと分離して整備し、入所利用者の状況や障害の特性に合わせて、生活介護、就労継続支援 B 型のほか、必要な活動メニューが提供できる諸室構成とする。

	主な諸室	特記事項
1	日中活動室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可動式の間仕切り等で、利用者のニーズに合わせて使用できるようにする。</li> <li>・施設 B 及び施設 C については、強度行動障害を有する者に対応するために、個室の設置を検討する。</li> </ul>
2	機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リハビリテーションを提供する。</li> </ul>
3	食堂・多目的室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中活動時に食事を提供する。</li> <li>・<u>災害時には福祉避難所としての使用を想定するほか、多目的室としても使用できるよう十分な広さを確保する。</u></li> </ul>
4	相談室	
5	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の状況に応じて、複数の便座を設置する。</li> </ul>
6	洗面所	
7	収納室・倉庫	
8	事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中活動に対応する職員用の事務室を設置する。</li> </ul>
9	静養室	
10	医務室	
11	職員用更衣室	
12	職員用トイレ	
13	廊下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1. 5 m 以上（中廊下 1. 8 m 以上）の幅を確保する。</li> </ul>

## 5 給食調理エリアの構成

- 給食調理エリアについても、施設 A・施設 B・施設 C とも共通の構成とする。
- 入所利用者等の食事を提供する「厨房」や以下の関連する諸室の設置が想定される。

	主な諸室	特記事項
1	厨房	・ 1 日当たり入所利用者 3 食分、通所利用者 1 食分の食事を提供するために必要となる広さや設備を確保する。
2	車両搬出入口	
3	職員用更衣室	
4	職員用トイレ	
5	洗面所	
6	事務室	

## 6 事務管理エリアの構成

- 施設全体を管理する機能を担い、「事務室」「会議室」「書庫」等の以下の関連する諸室の設置が想定される。
- 原則として、施設A・施設B・施設Cとも共通の構成とするが、施設Cについては、中核的な施設としての機能を備えるため、外部向けに開催する研修や会議等を行うための「研修室」などの設置を検討する。

	主な諸室	特記事項
1	施設長室	・応接ができるようにする。
2	事務室	・施設全体を管理する機能を備える。
3	会議室	・複数の会議室を設置する。
4	研修室 ※	・研修等を行うために必要な設備を設置する。
5	書庫	
6	給湯室	
7	職員用更衣室	
8	職員用トイレ	
9	物品庫（収納室）	
10	宿直室（休憩室）	

※施設Cへの配置を検討するべきもの